

(参考)

「犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）」及び「平成11年農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規程に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）」の改正の概要について

1 現行制度の概要（別添参考1）

(1) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）は、狂犬病の発生の予防及びまん延の防止を図るため、①飼い犬の登録、②犬の狂犬病の予防注射、③野犬の捕獲、④犬等の輸出入検疫の制度を設けており、このうち④に関する事務については、農林水産省が所管している。

具体的には、犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）において、本邦へ犬等（犬、猫その他の動物をいう。以下同じ。）を輸入する場合には、動物検疫所において原則として狂犬病の最大潜伏期間である180日間の係留期間が必要とされている。

(2) 一方、本邦へ輸入される犬等について、輸入元の地域が狂犬病の清浄地域であるか否か、当該犬等の飼養状況や狂犬病の予防注射の実施状況等を勘案し、我が国に狂犬病ウイルスを持ち込むリスクの程度に応じて、(1)の180日間の係留期間を短縮する措置を講じている。

また、狂犬病の清浄地域（以下「指定地域」という。）については、平成11年12月27日農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）により台湾、オーストラリア等を指定している。

2 改正の概要

(1) 指定地域（狂犬病の清浄地域）の見直し 告示改正

指定地域として指定している英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、アイルランド及びスウェーデン（以下「対象地域」という。）において、EU諸国等（ルーマニア等の狂犬病の発生地域が含まれる。）から輸入される犬等の輸入条件を緩和する制度改正が行われ、平成24年1月1日から施行される予定となっている。

これに伴い、対象地域を指定地域から削除することとする。ただし、対象地域から直接輸入される犬等のうち次の要件をいずれも満たすものについては、平成24年1月1日から7月31日までの間は、指定地域から直接輸入される犬等とみなすこととする（別添参考2）。

① 特定犬等（平成24年1月1日以降に本邦及び指定地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等をいう。）でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明

書が添付されていること。

- ② 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成24年1月1日から本邦に到着した日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。

(2) 狂犬病の非清浄地域等から輸入される犬等の係留期間の見直し 省令改正

狂犬病の非清浄地域等から輸入される犬等のうち、複数回抗体検査を行っている犬等については、前回の抗体検査のための採血をした日以降狂犬病の予防注射を定期的に受けていること等の要件に加え、最後の採血日が前回の採血日から180日以上2年以内の日であるときは、12時間以内の係留のみで輸入することができることとしている。

今般、犬等の輸入検疫の実施状況や狂犬病の専門家からの科学的・専門的な意見を踏まえ、最後の採血日が前回の採血日から2年以上経過した日である犬等についても、狂犬病の予防注射を定期的に受けていること等の要件が満たされていれば、12時間以内の係留のみで輸入することができることとする（別添参考3）。

3 施行期日

平成24年1月1日とする。

犬等の輸入検疫制度(概要)

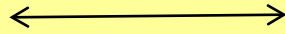
犬、猫の輸入に必要な条件

(注) 輸入者は事前に、動物の種類、頭数、滞在国、輸入の準備状況等について動物検疫所に届け出が必要

指定地域



マイクロチップ[®]の挿入
(時期は不問)



指定地域で飼養(6ヶ月)
(出生以降又は日本から輸出後
指定地域のみで飼養)



健康証明書の取得(過去
2年間の狂犬病未発生に
ついても証明が必要)

輸出直前



日本へ

到着時
の検査

条件
充足

即日
解放

条件
不足

条件の充
足状況に
応じた係
留期間
(最長
180日)



〈到着時の検査〉

- 書類審査(輸出証明書の添付の有無の確認、記載事項の審査及び届出情報との照合)
- 犬等の輸送ケージの封印状態及び輸送経路の確認
- 個体確認(マイクロチップ等の輸出証明書に記載された事項との照合)
- 臨床観察
- 抗体保有状況調査等のための血液等の採取(必要に応じて)と物理的事故以外で死亡した犬等の精密検査
- 係留期間の設定及び係留の指示等

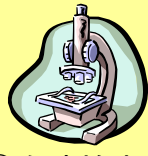
指定地域以外



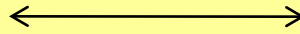
①マイクロチップ[®]
の挿入



②狂犬病ワクチ
ンの接種(3ヶ月
齢から)



③血清検査
(抗体価0.5
IU/mlの確認)



④待機期間
(6ヶ月)

(日本で採血(血清検
査)した場合、6ヶ月
の待機は不要)



⑤健康証明書
の取得

輸出直前

7ヶ月前(1回目接種) 6ヶ月前
6ヶ月前(2回目接種)

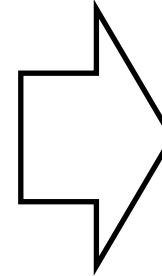
今般、英国等からの輸入に対し、一定の暫定措置を講じることとしている。

あらいぐま、きつね及びスカンクについては、指定地域から輸入する場合は犬及び猫に同じ、その他の国から輸入する場合は180日間の係留が必要。

英国・アイルランド・スウェーデンから輸入される犬等の係留期間の見直し

1. 改正前（平成23年12月31日以前）

- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - ・ 狂犬病にかかっていない旨
 - ・ 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - ・ 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
- ② マイクロチップの装着

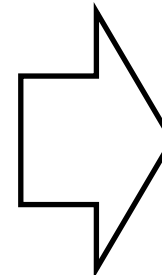


12時間以内の係留
で輸入可

2. 改正後（平成24年1月1日～7月31日）

- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - ・ 狂犬病にかかっていない旨
 - ・ 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - ・ 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
 - ・ **特定犬等でない旨**
- ② マイクロチップの装着
- ③ **平成24年1月1日～到着日に狂犬病に対する免疫の効果を維持**

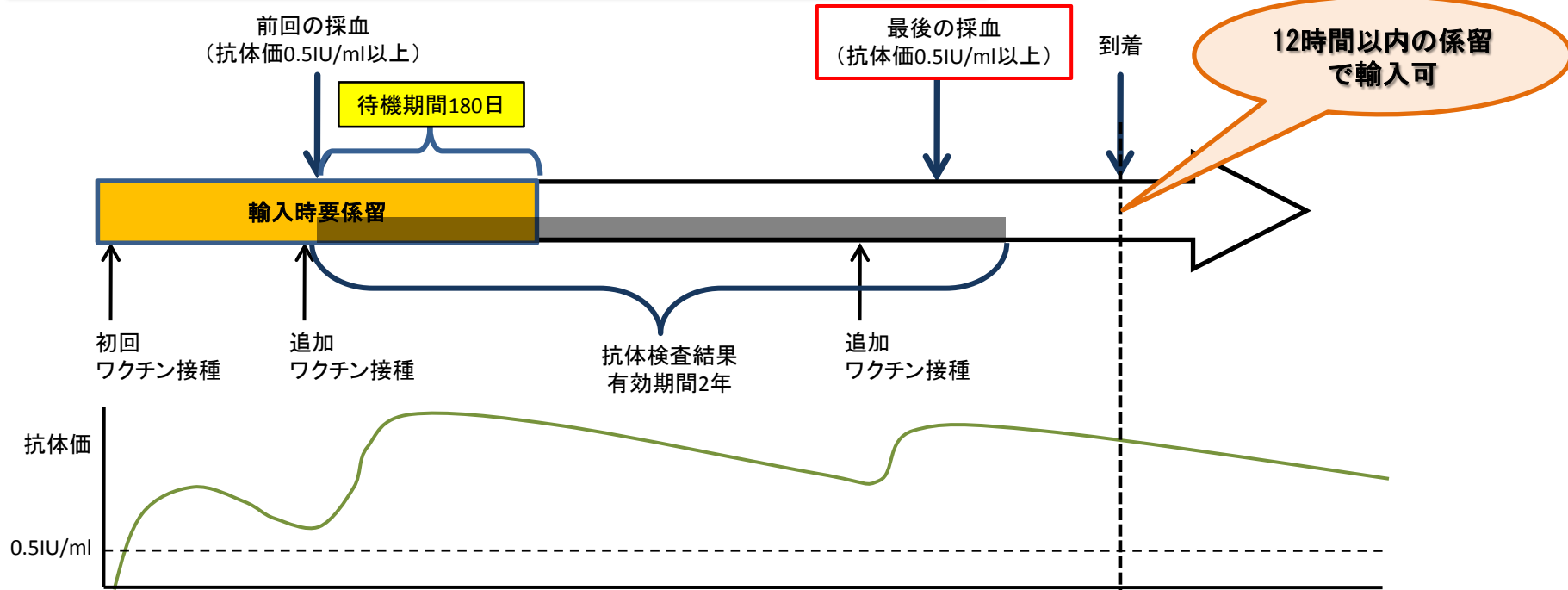
改正前の要件に加え、追加の要件（左記赤字）を満たせば



12時間以内の係留
で輸入可

*又は、その生産（日本から輸出された犬等の場合はその輸出）以来

1. 最後の採血日が前回の採血日から180日以上2年以内の日の場合



2. 最後の採血日が前回の採血日から2年を超える日の場合

